

公告第 36 号
令和 6 年 7 月 25 日

公 告

契約担当官
陸上自衛隊高射学校
会計課長 細 野 秀 晃

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告する。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 売払請求番号 払出命令番号第 2 号
- (2) 品名 油圧ショベル（コルベコ建機 SK200-6）
- (3) 規格等
- (4) 引渡場所 下志津駐屯地
千葉県千葉市若葉区若松町 902
- (5) 現品引渡完了 代金納付の日から 30 日以内
及び解体期限 （令和 6 年 9 月 30 日までに搬出）

2 競争参加資格

令和 04・05・06 年度、全省庁統一資格の「物品買受け」「A」、「B」又は「C」に格付の資格を保有し、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、陸上自衛隊公式 WEB サイト調達情報に掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施する。令和6年7月25日から令和6年8月5日までの間で実施するので、個別に売払い請求部隊と調整すること。

入札日時場所：令和6年8月9日（金） 1030時
高射学校入札室（2号隊舎 1階）
郵便入札での参加の場合は、令和6年8月8日1715まで。

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (2) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。
- (3) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (4) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。

8 問い合わせ先

入札及び契約手続に関する問い合わせ

高射学校総務部会計課契約班 担当 契約班長

TEL 043-422-0221（内線440）

FAX 043-422-0551

売払の内容、仕様書、現場確認に関する問い合わせ

高射学校総務部補給科 担当 需品係（内線 455）

9 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合

に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条の規定に該当しないものであること。
- (3) 防衛相大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 第 4 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定する子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的厚生において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

10 入札の方法

- (1) 競争は消費税込みの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の100分の110に相当する金額を記載する。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒に入札日、売払請求番号を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒にも入札日、売払請求番号を記載し、郵便書留等にて入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）17時15分までに会計課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。

11 落札決定方式

- (1) 予定価格以上で最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額とする。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は令和6年8月20日1030時 高射学校入札室（2号隊舎1階）で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒に入札日、売払請求番号を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒にも入札日、売払請求番号を記載し、郵便書留等にて入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）17時15分までに会計課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。

12 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

13 損害賠償請求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は契約

金額の10%以上に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合は、超過分の損害につき賠償を請求する。

14 入札の無効

- (1) 第2項及び第9項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

15 契約書等の作成、提出

落札業者は落札決定後、遅滞なく陸上自衛隊標準契約書等を示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。
併せて、作業員名簿及び作業工程表を別様で作成し提出すること。

16 契約代金の納入

納入告知書又は口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。代金納付後に搬出する。納付の確認ができない場合、搬出は許可できない。